

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和8年9月11日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
高槻市赤大路町38番1号
（仮称）オーケー高槻赤大路店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号
オーケー店舗保有株式会社
代表取締役 新保 正義
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）2,587平方メートル
（変更後）1,854平方メートル
 - イ 駐車場の位置及び収容台数
 - ウ 駐輪場の位置及び収容台数
 - エ 荷さばき施設の位置
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日
 - (3)アからオまでに掲げる事項 令和9年3月25日
 - (3)カからクまでに掲げる事項 令和8年9月1日

2 届出年月日

令和8年7月24日

3 縦覧の期間及び方法

(1) 期間

令和8年9月11日から令和9年1月12日まで

(2) 方法

ア インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)

イ 書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課